

議 長
確認印

埴町議会基本条例検証調査特別委員会会議録

1 日 時	開会 令和7年1月28日 11:05 閉会 令和7年1月28日 12:00
2 場 所	委員会室
3 出席委員	菊地哲也、堀江祐司、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、吉村守広
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	なし
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 埴町議会基本条例の検証・見直しの検討 その他
8 議事の経過	<p>堀江祐司副委員長による開会 菊地哲也委員長あいさつ 第1 埴町議会基本条例の検証・見直しの検討 委員長：前回、全条文の検証・見直しを実施したところだが意見あるか。 吉田克則委員：条例に基づく行動ができたか、行動規範。全国的に見ると、基本条例を策定し、その後の検証をしっかりと行っている議会がある。それを見て、全議員で検証すべきかと感じた。また、検証について、町民から意見をいただくこともよいのでは。 委員長：吉田委員の意見についてだが、どのように進めたらよろしいものか。 吉田克則委員：総務常任委員会での研修先に、基本条例の先進地を入れるのも一つの方法。 議長：前回の特別委員会で、最終的なまとめの時期を6月定例会としたところである。研修は日程的なものもあるので疑問である。よい提案とは思いますが。 委員長：研修については、経済常任委員会と合同としたいが、6月下旬を予定している。内容は、事務事業評価を議会で行っているところ。 町民からの意見についてということだが、どのように取り入れていくのか。 藤田一男委員：町民からの意見というのは、議会報告会・意見交換会で出た意見を尊重していくということである。 青砥與藏委員：自己評価は必要である。自己評価するためには、一度熟読する必要がある。それが大事。評価表をつくって、それに基づいて行うのも方法。 議長：まとめの時期に来ているので、議論は出尽くしていると思う。全員協議会を開き、委員長から特別委員会の経過を報告し、その後基本条例に則った言動ができたかどうかについて報告書を提出してもらって、それでまとめとするのがよいと思う。全員の意見が反映されるし、基本条例を読むよい機会にもなる。報告書は公開とする。 青砥與藏委員：議会だよりには委員長の報告だけ掲載し、その他についてはホームページに掲載しているとすればよいのでは。町民の評価はそこから得られるのでは。 議長：町民は基本条例はなかなか分からない部分があると思う。検証・見直しは、われわれ議員が基本条例に則った行動をしているかということからはじまっている。</p>

藤田一男委員：議員自らの自己評価と町民の評価はかなりズレがあると予想する。

吉田克則委員：自己評価は、例えば5段階であれば3以上にするとと思う。それでは意味がない。基本条例の内容は、議員・議会の2つある。

議長：議会は議員の集合体である。議員の意見を聞かないうちに、議会としての意見は出せない。自己評価の話ばかりになっているが、基本条例の修正や追加するのがあるかどうか各議員よく読んでいただき、報告書にそれを記載し、全協において議員間討議を行うのがよい。口頭よりは文字にすることでより各議員の考えが分かる。

副委員長：まずやらないことには次のステップに進まない。議長の考えに賛成する。

吉田克則委員：条文を見ると「議員は」「議会は」とあり、ほとんどが議会である。そのようなことを頭に入れて議員間討議をしないと、個人批判にもなってしまう。

藤田一男委員：基本条例は議会の活動方針である。議会活動の中で議員はどうあるべきかということである。

議長：そのためには議員の考えが原点にあるべき。議会と議員は別のものではない。議員あつての議会である。

吉村守広委員：自己評価は大切である。改正や追加はその後の話でもよいのでは。

委員長：ここで私見を申し上げる。「町から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないように努める」という項目を付け加えることを提案する。

議長：そのことについては、以前に申し合わせたことがある。

吉田克則委員：第8条の基本的な考え方に、議長が言ったことが整理されている。委員長が言ったことはここに網羅されている。具体的な記載ではないが、基本的な考え方に具体的に記載するかどうか。

委員長：条文に記載すると、ボランティア的に行っているようなこともできなくなるということか。補助金と指定管理は別に考えたい。

吉田克則委員：全協を開催してもらい、議論していきたいと思う。

議長：同じ日に、湯遊ランドはなわ調査特別委員会の方も報告してもらえればと思う。

事務局長：3月定例会前に全協の開催を予定している。3月3日が議運なので、その翌日以降の開催。それで間に合うか。

青砥與蔵委員：それでよいのでは。

委員長：3月4日～6日のいずれかとなる予定。全議員に、基本条例を自己評価を兼ねながら事前によく読んできていただく。このような進め方でよろしいか。

(よいという声あり)

委員長：終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

埴町議会基本条例検証調査特別委員会委員長